

## 田辺市グループウェア更新業務プロポーザル方式実施要領

### 1 事業の趣旨・目的

本実施要領は、グループウェア更新業務を行うにあたり、適正な価格にて、安定かつ確実なシステムを調達するため、受託者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定することについて、必要となる事項を定めるものである。

### 2 業務概要

(1) 業務名 田辺市グループウェア更新業務

(2) 契約期間等

本プロポーザルにおける業務内容は、以下のとおりとする。

・グループウェア構築業務にかかる契約

契約期間は契約締結日から令和8年3月31日までとし、現行グループウェアと並行稼働する試用期間（令和8年1月～令和8年2月）を設け、利用開始想定日を令和8年3月1日とする。業務内容は、本システムが稼働するために必要な環境構築及び令和7年度中の運用サポート対応とする。なお、当市の仮想化基盤へ環境構築する際に、当市が提供するもの以外に、ソフトウェアの永続型ライセンス等の必要なものがある場合は、その調達も含めること。

・システム利用にかかる契約

サブスクリプション型の年額利用契約とし、契約期間を令和8年3月1日～令和13年2月28日とする。

(3) 提案限度額

・グループウェア構築業務にかかる契約：5,000千円

・システム利用にかかる契約：9,768千円

※システム利用にかかる契約については、契約期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日までとするが、提案限度額は、令和8年3月1日から令和9年2月28日までにかかる費用の上限とする。

(4) 担当部署及び問合せ先

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

田辺市企画部情報政策課

電話 0739-26-9917

メールアドレス jyouhou@city.tanabe.lg.jp

### 3 参加資格

本プロポーザル方式に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

(3) 国税を完納していること。市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する業者については、国税及び田辺市税を完納していること。

(4) 本プロポーザル方式募集に係る公告の日から契約までの間に、田辺市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領（以下「物品等資格停止措置要領」という。）による資格停止措置を受けていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者

- 又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザル方式に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 令和7年度「田辺市物品等入札参加者登録者名簿」に登録された者であって、営業種目「コンピュータ機器類 (Q22)」または、「コンピュータシステム開発・保守・点検等 (Z97)」で登録されている者であること。また、未登録の者にあつては、参加申請をする場合は、本申請と併せて次の書類を提出すること。また、契約相手方となった場合は、次期の登録申請期間に速やかに登録申請を行うこと。
  - ア 提出書類
    - (ア) 国税納税証明書（法人にあつては、その3の3。個人事業者にあつては、その3の2。）
    - (イ) 市税完納証明書（市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する業者のみ）
    - (ウ) 印鑑証明書
    - (エ) 登記簿謄本（個人事業者にあつては、身分証明書。）
    - (オ) 誓約書
  - ※（ア）（イ）（ウ）（エ）については、参加申請書提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。
- (8) 参加申請書提出日において、プライバシーマークの認定、もしくは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証を取得していること。

#### 4 参加手続

- (1) 公募開始
  - ア 公募開始日 : 令和7年7月22日（火） 13時00分
  - イ 公募期間 : 令和7年7月22日（火） 13時00分から  
令和7年8月6日（水） 17時15分まで
  - ウ 公募方法 : 田辺市公式ホームページにて公募する。
- (2) 説明会開催の有無 : 無
- (3) 質疑書の受付
  - ア 受付期間 : 令和7年7月29日（火） 17時15分まで
  - イ 提出方法 : 別添の質疑書（様式2）を以下のフォームにて提出すること。  
<https://logoform.jp/form/nAhC/1095750>
  - ウ 回答日 : 令和7年8月1日（金）予定
  - エ 回答方法 : 田辺市公式ホームページにて回答する。
- (4) 参加申請書の提出
  - ア 提出期限 : 令和7年8月6日（水） 17時15分まで
  - イ 提出方法 : 以下のフォームにて提出すること。  
<https://logoform.jp/form/nAhC/1095753>
  - ウ 提出書類 ※全てPDF化して提出すること。
    - (ア) 参加申請書（様式1）
    - (イ) プライバシーマーク認定取得証明書又はISMS認証取得証明書の写し
  - ※必要に応じて、【3 参加資格（7）ア 提出書類（ア）～（オ）】を一緒に提出すること。
- (5) 参加資格審査結果通知
  - ア 通知日 : 令和7年8月8日（金）
  - イ 通知方法 : メールにて通知。
- (6) グループウェア機能確認書等の提出
  - ア 提出期限 : 令和7年8月21日（木） 16時00分まで

イ 提出方法 : 以下のフォームにて提出すること。

<https://logoform.jp/form/nAhC/1124100>

ウ 提出書類 ※全て PDF 化し、一つの zip ファイルに圧縮して提出すること。

(ア) グループウェア機能確認書 (別紙 2)

※提案するシステムが各項目の仕様を満たすことを確認するため、別紙 1 「機能確認書について」に定める別紙 2 「グループウェア機能確認書」を提出すること。

(イ) (ア) の内容を確認できる資料 (製品仕様書やカタログ等)

(ウ) 業務実績調書 (様式 5)

※実績を証明する資料を添付すること

(7) 一次審査

ア 実施日時 : 令和 7 年 8 月 2 2 日 (金)

イ 選定方法

(ア) 提出された【4 参加手続 (6) グループウェア機能確認書の提出 ウ 提出書類 (ア)】について、機能評価を行い、上位 3 者を選出する。

(イ) 上記 (ア) において、機能評価の点数が同一の者が 3 者以上いる場合は、他自治体での提案システムの導入実績により選定を行う。

(8) 一次審査結果通知

ア 通知日 : 令和 7 年 8 月 2 2 日 (金)

イ 通知方法 : メールにて通知。

(9) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 : 令和 7 年 8 月 2 8 日 (木) 17 時 15 分まで

イ 提出方法 : 以下のフォームにて提出すること。

<https://logoform.jp/form/nAhC/1095743>

ウ 提出書類 ※全て PDF 化し、一つの zip ファイルに圧縮して提出すること。

(ア) 企画提案書 (様式 3)

(イ) 企画提案書別紙 (任意様式)

※別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

(ウ) 会社概要書 (様式 4)

※会社の概要を示すパンフレット等も可。

(エ) 技術責任者の経歴及び実績等調書 (様式 6)

(オ) 再委託調書 (様式 7)

※再委託する場合のみ

(カ) 見積書 (様式 8)

※別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

なお、見積書の金額が「2 業務概要 (3) 提案限度額」に提示する金額を超過した場合は失格となるため留意すること。

(キ) 見積書内訳 (任意の様式)

※ (カ) で記載した見積書についての詳細内訳を作成すること。

(ク) 参考見積書 (システム利用料) (様式 9-1)

※別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

(ケ) 参考見積書内訳 (任意の様式)

※ (ク) で記載した参考見積書についての詳細内訳を作成すること。

(コ) 参考見積書 (運用サポート費用) (様式 9-2)

※別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

(サ) 参考見積書内訳 (任意の様式)

※ (コ) で記載した参考見積書についての詳細内訳を作成すること。

エ 応募書類の取扱

(ア) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式手続における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、田辺市情報公開条例 (平成 17 年田辺市条例第 15 号) に基づき取り扱うこととする。

- (イ) 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
  - (ウ) 提出された応募書類は返却しない。
  - (エ) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、当市が契約候補者の選定に必要と認める場合は、無償で使用することができるものとする。
  - (オ) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (10) 二次審査
- 一次審査にて選出された上位3者について、提出された【4 参加手続 (9) 企画提案書等の提出 ウ 提出書類 (ア)～(サ)】についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し【5 審査内容及び配点】で示す審査基準に基づいて評価し、評価点を算出する。
- ア 実施日時 : 令和7年9月3日(水)(予定)  
日時については別途通知する。
  - イ 実施場所 : 別途通知する。
  - ウ 実施時間 : 1者につき60分程度  
(プレゼンテーション30分以内、デモンストレーション10分以内、ヒアリング20分以内)
  - エ 参加者 : 1者について、5名以内とする。また、技術責任者の参加を必須とし、その他の参加者は、実務担当者、営業担当とする。  
なお、説明は技術責任者又は主たる実務担当者が実施すること。
- オ 選定方法
- (ア) 参加者から失格者を除いた者のうち、総合評価点が最も高い者を、契約候補者として選定する。
  - (イ) 上記(ア)の者が複数いる場合は、見積書と参考見積書の合計金額が最も安価な者を契約候補者とし、価格も同額の場合は、当該者から当初提案の金額の範囲内で見積書及び参考見積書を再作成し、再提出された見積書と参考見積書の合計金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。
  - (ウ) (ア)、(イ)にかかわらず、評価委員会委員の評価点の合計を平均した点数が78点未満の場合は、契約候補者として選定しない。
- カ その他
- (ア) 企画提案書等に基づき説明を行うこと。
  - (イ) 大型ディスプレイ・その他付随するケーブル類等は当市で用意する。
  - (ウ) プレゼンテーション・ヒアリング審査は提案者ごとに行い、非公開とする。
- (11) 選定結果の通知
- ア 通知日 : 令和7年9月5日(金) 予定
  - イ 通知方法 : 参加申請書記載の住所宛てに郵送で通知する。  
なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。

5 審査内容及び配点

本プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

審査項目	評価割合	評価及び評価点数									
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分					
1 提案者の概要	5/130	/5									
他自治体での導入実績	5点										
小計											
2 基本事項	30/130	/30									
前提条件の内容及び制約事項の有無 (当市が許容できる範囲の前提条件および制約事項であるか)	5点						5	4	3	2	1
当市が掲げる方針との整合性	10点						10	8	6	4	2
技術責任者の業務経歴	5点						5	4	3	2	1
業務遂行可能な実施体制	10点						10	8	6	4	2
小計											
3 提案内容	65/130	/65									
本プロポーザルにて提案するグループウェア (以下「提案システム」という。)の性能	15点						15	12	9	6	3
提案システムの運用管理の容易さ	15点						15	12	9	6	3
提案システムの効果的な活用策	15点						15	12	9	6	3
提案システムに対する研修内容	5点						5	4	3	2	1
提案システムに対する運用サポート体制	5点						5	4	3	2	1
提案システムの性能における当市にとって有益な追加提案の有無	5点						5	4	3	2	1
提案システムの性能以外で当市にとって有益な追加提案の有無	5点						5	4	3	2	1
小計											
4 見積金額	30/130	/30									
見積価格評価	10点										
参考見積価格評価	20点										
小計											
合計		/130									

※他自治体での導入実績は、以下のとおりとする。

他自治体での提案システムの導入実績あり ⇒ 5点

他自治体での提案システムの導入実績なし ⇒ 0点

※見積価格評価、参考見積価格評価は、以下のように計算し、小数点以下は切り捨てて算出するものとする。

なお、見積最低提供価格は、見積書における価格が一番低い価格とし、見積提供価格は、見積書における価格とする。同様に、参考見積最低提供価格は、参考見積書における価格が一番低い価格とし、参考見積提供価格は、参考見積書における価格とする。参考見積書における価格は、様式9-1と様式9-2に記載した価格の合計とする。

見積価格評価：(見積最低提供価格÷見積提供価格)×10点

参考見積価格評価：(参考見積最低提供価格÷参考見積提供価格)×20点

## 6 参加手続の無効

- (1) 参加者に次の行為があった場合は、本件において当該者が行った全ての参加手続を無効（選定対象から除外）とする。
  - ア 審査委員会委員及び評価委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
  - イ 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
  - ウ 契約相手方選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
  - エ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合（軽微なものを除く。）
  - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
  - カ 上記各号のほか、市の契約相手としてふさわしくない行為（物品等資格停止措置要領に規定される資格停止措置案件に該当する行為等）と判断した場合
  - キ その他本要領に定めた参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 前号の措置の決定は、審査委員会での審査を経て、市長が決定する。悪質な場合の措置については、その他の入札及びプロポーザル方式等の参加の制限、損害賠償請求等を含めて、審査委員会の他、必要に応じて工事等入札参加資格審査委員会又は物品等入札参加資格審査委員会の審査を経て、市長が決定するものとする。なお、契約後にプロポーザル方式期間中において前号に掲げる行為が発覚した場合の取扱い同様とし、悪質な場合は、契約解除及び損害賠償請求等もあり得るものとする。

## 7 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において田辺市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

### 【公表事項】

- (1) 業務名、契約候補者の名称、所在地、評価点

## 8 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と本市との間で、業務内容、経費等について再度協議を行った上で、最終審査を実施する。最終審査の結果、契約相手方に適合すると判断した場合は、契約相手方として決定する。最終審査の結果、契約相手方に適合しないと判断した場合は、交渉の打切りを通知し、当該者を失格とし、次順位者を契約候補者として交渉することとする。以下、契約相手方が決定するまで、同様の手続を行う。
- (2) 選定された契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を契約候補者とする。  
※正当な理由が無い場合は、資格停止案件に該当する場合もあるため、注意すること。

## 9 その他

- (1) 本プロポーザル方式への参加に要する経費は、企画提案書等の作成も含め、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書は、1者につき1提案に限る。
- (3) 提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申請書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案事業者に帰属するものとする。ただし、市が契約候補者の選定に必要と認める場合は、無償で使用することができるものとする。
- (6) 提出書類は、市において契約候補者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製することができるものとする。
- (7) 提出書類は、公平性・透明性・客観性を期すため、必要により議会等に公表することがある。
- (8) 本プロポーザル方式に係る「公文書開示請求」があった場合は、田辺市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (9) 本プロポーザル方式への参加者は、契約候補者の選定後、本プロポーザル方式に係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (10) 本プロポーザル方式は、契約候補者の選定を目的として実施するものであり、提案内容を契約内容として確約するものではない。

- (11) 参加申請書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (12) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (13) 参加者が1者の場合であっても、本プロポーザル方式は、成立するものとする。